

「避難促進施設」及び「避難確保計画」について

1 制度概要

（『集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き』（H28.3）より）

火山の噴火時に、噴火警報や避難指示等の情報を住民や登山者等に確実に伝え、円滑かつ迅速に避難するためには、①不特定多数の者が利用する施設や、②避難に時間を要する要配慮者が利用する施設における利用者の安全を確保するための取組が重要である。

このため、活火山法では、市町村は当該取組を行う必要があると認められる施設を「避難促進施設」として指定することとし、指定された施設は「避難確保計画」を作成・公表するとともに、これに基づき訓練を実施し、これらについて市町村長に報告することが義務付けられた。（活火山法第6条第5項）

2 「避難促進施設」の指定について

（1）指定にあたっての考え方（H27.12.24 活火山法施行通知より）

- ・ 火口からの距離や、利用者数等の施設の規模、施設所有者等の営業時間中の常駐の有無等を考慮した上で、必要と考える施設を避難促進施設として市町村地域防災計画に位置付ける。
- ・ 特に、前兆現象が捉えにくい突発的で比較的小規模な噴火が発生した場合に噴石等の影響を受ける見込みが高い範囲にある施設や、利用者が多く、避難に当たり特に混乱が生じることが予測される施設等については、積極的に避難促進施設に選定することを検討する。

（2）指定する施設の例（活火山法施行令第1条第1項）

グループ		施設例
①不特定多数の者が利用する施設	A	交通関係施設 ロープウェイの停留場、鉄道駅、バスターミナル等
	B	宿泊施設 ホテル、山小屋等
	C	展望施設、休憩施設 展望施設、展望台等の建築物、休憩施設（四阿、ベンチ等簡易な施設を除く。）
	D	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設 キャンプ場、スキー場、植物園、動物園、ゴルフ場、ボート乗り場等
	E	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設 観光案内所、お土産屋、ビジターセンター等

②避難に時間を要する要配慮者が利用する施設	F	医療機関	病院、診療所等
	G	医療機関以外の要配慮者利用施設	学校、老人福祉施設、障害福祉施設等

3 「避難確保計画」に記載する内容

「避難確保計画」とは、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置を定めた計画であり、活火山法では、次の①から④の事項について記載することを義務付けている。

記載事項	内容
①火山現象の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項	噴火の発生や、気象庁や地方公共団体から発表された情報に応じて、 <u>どの従業員がどのような防災活動を行うか等</u>
②火山現象の発生時における避難促進施設を利用している者の避難の誘導に関する事項	<u>施設利用者等に対する</u> 、噴火の発生等や、気象庁や地方公共団体から発表された <u>情報の伝達、避難場所や避難経路、避難誘導方法等</u>
③火山現象の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項	<u>従業員を対象とした火山防災に関する知識向上のための研修等</u> や、 <u>従業員や利用者等を対象とした避難訓練の内容</u> や実施時期等
④ ①～③に掲げるもののほか、火山現象の発生時における避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項	<u>必要な資器材の配備</u> （通信機器やヘルメット、食料等）に関することや、 <u>利用者等への火山防災に関する日頃の啓発</u> 、その他必要な事項